

# 令和 8 年度相模原市年間監査計画

令和 8 年 3 月 2 6 日 監査委員 決定

## 第 1 策定方針

監査、審査及び検査(以下「監査等」という。)の結果が事務・事業の改善に資することとなるよう、内部統制の取組状況やこれまでの監査等の結果を踏まえて誤りや不正が発生するリスク等を考慮した上で相模原市監査基準(平成 2 9 年相模原市監査委員訓令第 1 号。以下「監査基準」という。)に準拠して監査等を実施する。

## 第 2 監査等の対象別実施予定時期

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
財 務 監 査	第 1 期			第 2 期			第 3 期					
	第 1 期			第 2 期			第 3 期					
	併用 第 1 期			併用 第 2 期			併用 第 3 期					
工 事 監 査	第 1 期			第 2 期			第 3 期					
	併用 第 1 期			併用 第 2 期			併用 第 3 期					
行 政 監 査	併用 第 1 期			併用 第 2 期			併用 第 3 期					
財 政 援 助 団 体 等 監 査	第 1 期			第 2 期								
	併用 第 1 期			併用 第 2 期			併用 第 3 期					
内 部 統 制 評 価 報 告 書 査 査												
決 算 審 査 及 び 基 金 運 用 状 況 審 査												
健 全 化 判 断 比 率 等 審 査												
例 月 現 金 出 納 検 査	(講評)						(講評)					

### 第3 監査等の種類、実施方法等

#### 1 財務監査(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第1項及び第4項の規定による監査)

##### (1) 実施方法

市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が法令(条例、規則その他の規程を含む。2、3、6及び7において同じ。)に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査する。

監査対象の選定に当たっては、原則3年間で全ての局、区等を網羅するものとし、過去の実施状況を勘案して決定する。

令和8年度は、3期に分けて実施する。監査対象年度は、第1期及び第2期は令和7年度分とし、第3期は令和7年度分及び8年度分とする。ただし、必要に応じて当該年度以外に執行した事務についても対象とする。

対象とする事務については、主にこれまでの財務監査及び行政監査の結果による指摘事項等(監査基準第22条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項等として別表に定めるものをいう。以下同じ。)をリスクとして捉え、決定する。

##### (2) 監査対象及び実施予定時期

第1期 危機管理局、会計課、農業委員会事務局、消防局(4月～10月)

第2期 市長公室、財政局(8月～12月)

第3期 健康福祉局、行政委員会事務局(任用調査課)(10月～3月)

##### (3) 主な実施手続

ア 監査基準及び別に定める実施計画に基づき、監査の手続を行う。

イ 監査の手続は、試査又は精査による。

ウ 試査又は精査は、実査、立会、確認、証ひょう突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法による。

エ 監査の手続を行った結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、監査の手続を追加して適切な監査の証拠を更に入手する。

オ 指摘事項等が認められる場合は、その内容を監査の結果に記載する。

カ 監査の結果に関する報告等の決定に当たっては、指摘事項等が認められない場合又は講評を行う必要がないと特に認める場合を除き、監査の対象の事務又は事業を分掌する局等の長等に対し講評を行い、これに対する弁明、見解等を聴取する。

キ 監査を終了したときは、結果に関する報告等を議会、市長及び関係する執行機関等へ速やかに提出するとともに、これを公表する。

## 2 工事監査(法第199条第1項の規定による監査)

### (1) 実施方法

市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査する。

令和8年度は、3期に分けて実施する。監査対象年度は令和7年度とする。ただし、必要に応じて当該年度以外に執行した事務についても対象とする。

対象とする事務については、土木工事、建築工事における工事請負費の建設工事費、需用費の施設修繕料並びに委託料の維持補修委託料及び建設事業委託料の支出に関する事務とし、書面調査を中心に、財務監査と併せて実施する。

### (2) 監査対象及び実施予定時期

1の財務監査と同様とする。

### (3) 主な実施手続

1の財務監査と同様とする。

## 3 行政監査(法第199条第2項の規定による監査)

### (1) 実施方法

市の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査する。

令和8年度は、3期に分けて実施する。監査対象年度は、第1期及び第2期は令和7年度分とし、第3期は令和7年度分及び8年度分とする。ただし、必要に応じて当該年度以外に執行した事務についても対象とする。

監査に当たっては、重点調査項目を令和7年度に引き続き「全庁的な条件付一般競争入札に係る事務について」とし、財務監査と併せて実施する。

### (2) 監査対象及び実施予定時期

1の財務監査と同様とする。

### (3) 主な実施手続

1の財務監査と同様とする。

## 4 財政援助団体等監査(法第199条第7項の規定による監査)

### (1) 実施方法

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人等、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて監査する。

#### ア 財政援助団体監査

継続して市が補助金等を支出している団体から監査対象を抽出し、財政的援助を行った事業の執行及び補助金等の出納の合規性、補助金等の成果についての評価が十分に行われているかという有効性を観点として実施する。

#### イ 出資団体監査

市が資本金等の4分の1以上を出資している団体から監査対象を抽出し、経営成績及び財政状態を踏まえつつ、団体の事業の執行及び出納の合規性、出資目的に沿った事業運営が行われているかという有効性を観点として実施する。

#### ウ 公の施設の指定管理者監査

公の施設の設置目的を達成するために効果的な管理が行われているかについて、経営成績及び財政状態を踏まえつつ、管理に係る事務の執行及び収支会計経理の事務が、協定書等に基づき適正に行われているかという合規性、市民サービスの向上が図られているかという有効性を観点として実施する。

### (2) 監査対象及び実施予定時期

#### ア 第1期（7月～11月）

財政援助団体監査及び出資団体監査

対象団体 公益財団法人相模原市スポーツ協会

所管課 市民局スポーツ推進課

#### イ 第2期（8月～2月）

財政援助団体監査及び出資団体監査

(ア) 対象団体 公益財団法人相模原市民文化財団

所管課 市民局文化振興課

(イ) 対象団体 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター

所管課 環境経済局経済部産業支援・雇用対策課

### (3) 主な実施手続

1の財務監査と同様とする。

実施計画の策定及び監査の手續に当たっては、必要に応じて公認会計士の専門的知見を活用する。

## 5 内部統制評価報告書審査(法第150条第5項の規定による審査)

### (1) 実施方法

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査する。

### (2) 審査対象及び実施予定時期

令和7年度相模原市内部統制評価報告書(6月～8月)

### (3) 主な実施手續

ア 監査基準及び別に定める実施計画並びに「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表)に基づき、審査の手續を行う。

イ 審査を終了したときは、意見を市長へ速やかに提出する。

## 6 決算審査(法第233条第2項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定による審査)及び基金運用状況審査(法第241条第5項の規定による審査)

### (1) 実施方法

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて及び基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているかについて審査する。

### (2) 審査対象及び実施予定時期

ア 令和7年度相模原市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用の状況を示す書類(7月～8月)

イ 令和7年度相模原市公営企業会計決算(7月～8月)

### (3) 主な実施手續

ア 監査基準及び別に定める実施計画に基づき、審査の手續を行う。

イ 審査の手續は、試査又は精査による。

ウ 試査又は精査は、証ひょう突合、計算突合、分析的手續、質問、閲覧等の手法による。

エ 審査を終了したときは、意見を市長へ速やかに提出する。

## 7 健全化判断比率審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定による審査)及び資金不足比率審査(同法第22条第1項の規定による審査)

### (1) 実施方法

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて審査する。

### (2) 審査対象及び実施予定時期

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類(7月～8月)

### (3) 主な実施手続

6の決算審査及び基金運用状況審査と同様とする。

## 8 例月現金出納検査(法第235条の2第1項の規定による検査)

### (1) 実施方法

会計管理者及び企業出納員の現金の出納事務が正確に行われているかについて検査する。

### (2) 検査対象及び実施予定時期

ア 会計管理者所管会計(毎月)

イ 公営企業会計(毎月)

### (3) 主な実施手続

ア 監査基準及び別に定める実施計画に基づき、検査の手続を行う。

イ 検査の手続は、試査又は精査による。

ウ 試査又は精査は、実査、確認、証ひょう突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、閲覧等の手法による。

エ 検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長へ速やかに提出する。

## 9 その他の随時監査

法令の規定により監査委員が行うこととされている監査で、この計画に定めのないもの(市長からの要求監査、直接請求監査、議会からの請求監査、金融機関の公金出納監査、住民請求監査、賠償責任監査等)の実施方法等については、その実施時に定める。

## 別表

## 監査等の結果に関する記載事項

区分及び根拠		内容		監査後の処理
監査の結果に関する報告(法第199条第9項及び監査基準第21条第1項)	監査基準第22条第2項各号に定める事項	重要な点において監査基準第22条第2項各号に定める事項に関する妥当性の認否		<ul style="list-style-type: none"> <li>監査の結果に関する報告を提出し、及び公表する。</li> <li>措置状況の報告を求める。</li> <li>措置の内容の通知を受けた場合は公表する。</li> </ul>
	是正又は改善が必要である事項(監査基準第22条第4項)	指摘事項	事務の執行及び事業の管理が違法又は不当であると認められる事項について、不適正なものとして是正又は改善を求めるもの	
		注意事項	指摘事項には至らないが、事務の執行及び事業の管理が不適切なものとして対応を求めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査の結果に関する報告を提出し、及び公表する。</li> <li>対応状況の報告を求める。</li> </ul>
意見(法第199条第10項及び監査基準第21条第1項)		組織及び運営のより一層の効率化・合理化を求めることが必要と判断したもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>監査の結果に関する報告に添えて提出し、及び公表する。</li> </ul>
勧告(法第199条第11項及び監査基準第21条第1項)		監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項について、理由を付して必要な措置を講ずべきことを勧告するもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>勧告の内容を公表する。</li> <li>措置の内容の通知に基づき公表する。</li> </ul>

## 令和 8 年度監査等及び委員協議日程(予定)

月 日	監査等	委員協議
4月24日(金)	○例月現金出納検査(3月分)	財務監査・行政監査・工事監査(第1期)実施計画
5月27日(水)	○例月現金出納検査(4月分)	内部統制評価報告書審査実施計画 決算審査及び基金運用状況審査実施計画 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査実施計画
7月 3日(金)	○例月現金出納検査(5月分)	財政援助団体等監査実施計画(第1期)
8月 3日(月)	○例月現金出納検査(6月分)	財務監査・行政監査・工事監査(第2期)実施計画 内部統制評価報告書審査 決算審査及び基金運用状況審査 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査
8月 7日(金)	○内部統制評価報告書審査(意見書提出) ○決算審査及び基金運用状況審査(意見書提出) ○健全化判断比率審査及び資金不足比率審査(意見書提出)	
8月28日(金)	○例月現金出納検査(7月分)	財政援助団体等監査実施計画(第2期)
10月 2日(金)	○例月現金出納検査(8月分) ○財務監査・行政監査・工事監査(第1期：危機管理局、会計課、農業委員会事務局、消防局)	財務監査・行政監査・工事監査(第3期)実施計画
10月27日(火)	○例月現金出納検査(9月分)	
11月24日(火)	○例月現金出納検査(10月分) ○財政援助団体等監査(第1期)	
12月24日(木)	○例月現金出納検査(11月分) ○財務監査・行政監査・工事監査(第2期：市長公室、財政局)	
1月28日(木)	○例月現金出納検査(12月分) ○包括外部監査結果報告	
2月17日(水)	○財政援助団体等監査(第2期)	
3月9日(火)	○例月現金出納検査(1月分) ○財務監査・行政監査・工事監査(第3期：健康福祉局、行政委員会事務局(任用調査課))	令和9年度年間監査計画
3月24日(水)	○例月現金出納検査(2月分)	令和9年度例月現金出納検査実施計画